



県章

山形県公報

平成29年5月16日（火）

第2844号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…529
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…530
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…531
- 同……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…同
- 同……………（同）…532
- 基本測量の実施の通知……………（農村計画課）…同
- 地籍調査事業計画の決定……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…533
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………534

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 一般競争入札の中止……………（総務厚生課）…535
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（情報政策課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会計局）…536

告 示

山形県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
カワチ薬局山形南店	山形市若宮二丁目17番2号	平成29. 2. 1
みんなの薬局松波店	山形市松波二丁目2番7号	同 3. 1
庄南クリニック	鶴岡市美咲町24番8号	同
かもめ薬局美咲町店	鶴岡市美咲町24番6号	同
ふじもり形成外科クリニック	山形市松波二丁目2番6号	同 3.15
ウエルシア薬局山形河北店	西村山郡河北町谷地中央四丁目8番6号	同 4. 1

山形県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
ふじもり形成外科クリニック	山形市十日町四丁目7番23号メディカルプラザ十日町2F	平成29. 2. 28
ひかり薬局山形大学病院前	山形市飯田西四丁目4番13号	同
かめの森薬局	南陽市島貫590番地14	同 3. 21
医療法人大内内科胃腸科医院	山形市下条町二丁目1番20号	同 3. 31

山形県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
くつざわ歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	山形市成沢西五丁目5番15号	平成29. 1. 1
ハート調剤薬局よねざわ店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	米沢市西大通一丁目6番83号	同 3. 16

山形県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
長井市地域包括支援センター
長井市ままの上7番10号
- 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
長井市在宅介護支援センター	長井市地域包括支援センター	平成18. 6. 15

山形県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ウエルランド堀田指定福祉用具貸与事業所
酒田市山居町一丁目5番38号
- 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市東町一丁目7番13号	酒田市山居町一丁目5番38号	平成29. 2. 20

山形県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
長井市地域包括支援センター	居宅介護支援	長井市ままの上7番10号	平成26. 3. 28

山形県告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
やまがた保健生活協同組合 デイサービス「虹」	通所介護 介護予防通所介護	山形市北町三丁目1番37号	平成29. 3. 31
やまがた保健生活協同組合 ヘルパーステーション「虹」	訪問介護 介護予防訪問介護	山形市北町三丁目1番37号	同
指定居宅介護支援事業所 「虹」	居宅介護支援	山形市城西町四丁目27番25号	同

山形県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 基本測量を実施する地域
酒田市、新庄市、村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡大石田町、最上郡舟形町、同郡戸沢村、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町
- 基本測量を実施する期間
平成29年6月26日から平成30年3月16日まで
- 作業の種類
基本測量（水準測量）

山形県告示第393号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
山形市	大字沼木の一部	平成28年12月22日から平成29年5月31日まで
米沢市	大字李山及び笹野本町の各一部	同

上山市	八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、新町二丁目及び旭町一丁目の各一部	同
天童市	大字寺津及び大字藤内新田の各一部	同
白鷹町	大字萩野の一部	同
飯豊町	大字萩生の一部	同

山形県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大浦地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大浦地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成29年5月22日から同年6月19日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
平成29年5月2日

山形県告示第396号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年5月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市全域
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年 4月21日から平成30年 1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 (航空写真撮影、写真地図作成)

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会 5月定例会を次のとおり招集した。
平成29年 5月16日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成29年 5月18日 (木) 午後 2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8番 1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館に係る指定管理者の募集について
 - (2) 山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について
 - (3) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱 (任命) について

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第10号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成29年 5月16日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程 (平成15年 3月県病院事業管理規程第3号) の一部を次のように改正する。

本則の表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療 (選定療養に該当するものに限る。)</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.08を乗じて得た額</td> </tr> </table>	診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療 (選定療養に該当するものに限る。)	診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.08を乗じて得た額	を
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療 (選定療養に該当するものに限る。)	診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.08を乗じて得た額			

インプラント治療料	手術材料費		使用した材料費用に1.08を乗じて得た額 (単冠最終補綴物については使用した材料費用に2を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額)
	インプラント材植立 (一次手術)	1 本目	124,200円
		複数本数埋入加算	1 本につき 62,100円
	インプラント材植立 (二次手術)	1 本目	48,600円
		複数本数埋入加算	1 本につき 24,300円
	骨造成術		1 本につき 19,220円
	上顎洞底挙上術 (口腔内片側)		1 回につき 71,930円
	上顎洞底挙上術 (口腔内両側)		1 回につき 107,890円
骨採取料		1 回につき 48,710円	
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて行う診療 (選定療養に該当するものに限る。)		診療報酬の算定方法の告示の規定の例により算定した額に1.08を乗じて得た額	

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

平成29年 4月 4日付け県公報第2833号で公告した山形県給与等システム運用管理業務の調達に係る一般競争入札については、中止する。

Cancellation of the tender notice.

Nature and quantity of services to be required: The Yamagata Prefectural information system for personnel, wage and benefits operation management business 1 set

Date of invitation for tender: April 4, 2017

平成29年 5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4月15日マラクেশユで作成された政府調達に関する協定 (以下「協定」という。)、2012年 3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年 5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県・市町村情報セキュリティクラウド運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目 8番 1号
電話番号023(630)2091
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年 3月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目 2番 5号
- 5 随意契約に係る契約金額 60,750,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) A重油 66,000リットル
- (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 430,000リットル
- (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 134,000リットル
- (4) 灯油（ドラム缶納入分） 13,000リットル
- (5) ガソリン（レギュラー）（大型タンクローリー車納入分） 28,000リットル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724

3 落札者を決定した日 平成29年4月26日

4 落札者の名称及び所在地

ヤマリョー株式会社 山形市流通センター三丁目6番地の5

5 落札金額

1の(1)から(5)までごとに次のとおり。

- (1) 55,1988円
- (2) 54,270円
- (3) 54,270円
- (4) 58,590円
- (5) 116,0568円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年4月14日